

士幌町若者世代交流事業助成金（若者応援）交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、士幌町内（以下「町内」という。）で開催される交流会に要する経費の一部について、予算の範囲内で必要な支援を行うことにより、若者世代の交流の促進と親睦を深めるとともに、若者世代の異業種交流及び若年層の関係人口創出を図り、本町の定住促進施策等の情報発信及び情報収集を行い、もって定住人口の増加に寄与することを目的とする。

（対象者）

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内の関係機関における青年団体に所属する18歳以上の者
- (2) 町内に事業所を有する企業に所属する18歳以上40歳未満の者

（対象事業）

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 2つ以上の団体等の対象者が参加すること。
- (2) 対象者が8人以上参加すること。
- (3) 対象者の構成について、男女の比率の高い方が7割以下かつ未婚者の比率が半分以上であること。
- (4) 町内で開催すること。
- (5) 町が行う結婚・出産・子育て及び移住・定住等に関する情報提供並びにアンケート調査等への協力を承諾すること。
- (6) 特定の候補者、政治団体、宗教団体等の活動又は宣伝、その他社会通念上助成することがふさわしくないものでないこと。

（対象経費）

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、前条に規定する事業の実施に必要な経費とし、次に掲げるものとする。

- (1) 使用料及び賃借料（会場使用料等）
- (2) 食糧費（飲食代等）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める経費

（助成金の額等）

第5条 助成金の額は、事業に要する対象経費の2分の1の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は対象者1人に対して3,000円のいずれか低い額とし、1事業につき10万円を上限とする。

2 助成金は、対象者につき、同一年度内で3回の助成を上限とする。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、対象事業を実施する7日前までに、士幌町若者世代交流事業助成金（若者応援）交付申請

書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 参加者全員の氏名、性別、年齢、婚姻の有無、住所及び所属団体等を記載した名簿
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、士幌町若者世代交流事業助成金(若者応援)交付決定(不決定)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更又は廃止)

第8条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた申請者が、決定後にその内容を変更し、又は廃止しようとするときは、士幌町若者世代交流事業助成金(若者応援)変更(廃止)承認申請書(様式第3号)により、町長の承認を受けるものとする。

2 町長は、前項による変更又は廃止を承認したときは、士幌町若者世代交流事業助成金(若者応援)交付変更(廃止)決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内に士幌町若者世代交流事業助成金(若者応援)実績報告書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 参加者全員の氏名、性別、年齢、婚姻の有無、住所及び所属団体等を記載した名簿
- (2) 対象事業に係る経費の領収証等の写し
- (3) 事業実施を確認できる写真
- (4) 町が依頼するアンケート
- (5) その他町長が必要と認める書類

(額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による報告があったときは、内容を審査し、適当であると認めたときは、助成金の額を確定し、士幌町若者世代交流事業助成金(若者応援)確定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第11条 町長は、前条の規定による通知の後に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付

を受けたとき。

(3) その他町長が特に必要があると認めるとき。

2 町長は、前項による取消しを決定したときは、土幌町若者世代交流事業助成金（若者応援）交付決定取消通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、土幌町若者交流推進事業助成金（若者応援）返還命令書（様式第8号）により、期限を定めてこれを返還させることができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。